

年金業務の運営に関する行政評価・監視
－国民年金業務を中心として－

結果に基づく勧告

平成30年12月

総務省

前 書 き

国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齡、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度である。

国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定、給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の規定に基づき、厚生労働大臣から、平成 22 年 1 月に発足した日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託され、機構がこれらの事務を実施している。

厚生労働大臣が定める、3 年以上 5 年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。現中期目標は平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までを目標期間とするもの）では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。このため、機構では、中期目標を達成するために定めた計画（以下「中期計画」という。現中期計画は平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までを計画期間とするもの）において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度の利用促進等の収納対策を進めることで、目標期間中、現年度納付率について 60% 台半ばを、最終納付率について各年度の現年度納付率から 5 ポイント程度の伸び幅を確保することを目指すこととしている。

一方で、保険料の納付義務を免除・猶予された期間がある場合

には、保険料を全額納付した場合と比べ将来受け取れる年金額が低くなることから、当該期間の保険料について後から納付（追納）する制度が設けられているが、その利用状況等は明らかになっていない。

また、中期目標においては、年金業務に対する国民の信頼回復の観点から、正確な事務処理、国民の視点に立ったサービスの向上が求められているが、従来から、既に死亡した親族を生存しているように装った不正受給事案が発生しているほか、当省の行政相談には、国民年金業務の運営に関する苦情等事案が寄せられている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、機構における中期計画等に基づく業務運営を評価するとともに、保険料納付率の向上、無年金者及び低年金者の発生抑止並びに機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等	1
2 国民年金保険料の的確な収納	
(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し	7
(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施	12
3 無年金者・低年金者の発生抑止	
(1) 免除等制度の的確な運用の徹底	21
(2) 追納制度の利用の促進	27
4 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保	
(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底	32
(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施	37
(3) 国民の視点に立った年金業務の実施	43

1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等

ア 公的年金制度としての国民年金と国民年金業務の運営主体

国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度である。国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定や給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）及び日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託されている。

機構は、政府管掌年金制度に対する国民の信頼回復及び政府管掌年金制度の目的である国民生活の安定を確保するため、また、業務運営の効率化と国民サービスの向上を図るため、厚生労働省の外局として年金制度の実施を担ってきた社会保険庁を廃止し、公的年金の運営に関する業務（年金の適用、保険料の徴収、記録管理、相談、年金の裁定・給付等）を担うものとして、平成22年1月に設立された特殊法人である。

機構の主たる事務所（機構本部）は東京都に置かれており、その内部組織としては、事業推進に関する全体管理等を担う事業推進統括部、国民年金事業の企画等を担う国民年金部、全国を15の地域に分け、当該地域内の年金事務所の行う業務の管理や指導等を行う地域部等の部等が置かれているほか、各種届書等の審査、入力、通知書等の作成、発送等を行う事務センターが置かれている（注）。また、従たる事務所として、全国312か所に年金事務所が置かれ、その管轄区域において、被保険者資格取得の届出の受理及び処理、保険料の収納等の事務を分掌している。

（注） 事務センターは、組織上は機構本部に属するが、実際には、全国18か所（平成30年4月1日現在）に置かれ、その管轄区域内の事務処理を行っている。

また、機構の職員は非公務員とされ、民間企業的な人事・給与制度が導

入される一方、職員に対して守秘義務が課される等、刑法の適用は公務員と同等に取り扱われることとされている。機構の職員は、正規職員、准職員、アソシエイト職員、特定業務契約職員、特定業務職員、アシスタント契約職員及びアシスタント職員の各職種に分類され、その定員は合計で2万2,059人（平成29年10月1日現在）となっている。

イ 国民年金の被保険者

国民年金制度においては、日本国内に住所を有する者は、本人の意志にかかわらず、一定の条件に該当するに至った日に被保険者資格を取得・喪失する（法第7条第1項、第8条及び第9条。いわゆる「強制加入」）。このほか、日本国内に住所を有さない等の事由で第1号被保険者から除外されている者や、一定年齢時に老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない者等は、本人の希望により、第1号被保険者として国民年金に加入することができる（法附則第5条第1項等。いわゆる「任意加入」）。

ウ 国民年金の保険料

国民年金制度は、保険料及びその運用益による積立金を有しつつも、一定期間の年金給付に必要な費用を、その期間の被保険者等が納める保険料等で賄う「賦課方式」を基本とした財政方式を採用しており、年金給付に必要な財源は、国庫負担（基礎年金に要する費用の2分の1）と被保険者が納める保険料（平成30年度月額1万6,340円）等により賄われている（法第85条第1項及び第87条第1項）。

第1号被保険者は保険料を納付する義務を負い、世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を、また、配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う（法第88条）。毎月の保険料は、納付義務が免除されたとき又は保険料を前納した場合を除き、翌月末までに納付しなければならない（法第91条）。厚生労働大臣は、保険料を滞納する者（以下「未納者」という。）があるときは、期限を指定してこれを督促することができ、督促後、指定した期限までに保険料が納付されない場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分することができる（法第96条第1項及び

第4項)。

一方、所得が低い等の理由で保険料を納めることが困難な場合等には、被保険者本人の申請等により、被保険者の属性や所得状況等によって、保険料の全額又は一部の納付が免除若しくは猶予される（法第89条第1項、第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項並びに第90条の3第1項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「16年改正法」という。）附則第19条第2項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「事業運営改善法」という。）附則第14条第1項）。

エ 国民年金業務の運営の基本的な枠組み

厚生労働大臣は、3年以上5年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成26年4月1日から31年3月31日までのものを指す。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととされている（機構法第33条第1項）。機構は、この厚生労働大臣の指示を受け、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成26年4月1日から31年3月31日までのものを指す。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（機構法第34条第1項）、また、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている（機構法第35条）。

中期目標では、国民年金業務の運営について、①国民年金の適用を促進すること、②国民年金保険料の収納対策について、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、現年度納付率（注）について前年実績を上回るよう努めること、③保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力のない者に対しては確実に免除・猶予を適用すること等を規定している。

(注) 「現年度納付率」とは、現年度の納付月数（当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数）を、現年度の納付対象月数（当該年度の保険料として納付すべき月数であり、法定免除（法第89条第1項）、申請全額免除（法第90条第1項）、学生納付特例（法第90条の3第1項）及び納付猶予（16年改正法附則第19条第2項、事業運営改善法附則第14条第1項）に係る月数を含まない。）で除した率である。

また、国民年金保険料の収納対策について、中期計画及び毎事業年度の年度計画では、効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進めること等を規定している。これらに基づき、機構は、毎事業年度、「国民年金保険料収納対策にかかる行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、機構全体の保険料収納対策に係る数値目標を掲げるとともに、中期目標の達成に向けた各種の取組について規定している。

さらに、保険料の収納に関する業務のうち、納付書や特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している者からの強制徴収の実施等を除いた、未納者への文書送付、電話、戸別訪問等による納付督促業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札・民間競争入札（いわゆる市場化テスト）を活用し、民間事業者に委託している（以下、この未納者への納付督促業務を行っている民間事業者を「受託事業者」という。）。

オ 国民年金業務の運営の現状と課題

公的年金制度の基礎部分である国民年金制度については、引き続き、的確な業務運営が求められるが、現状において、次のような課題があると考えられる。

- ① 国民年金保険料の現年度納付率は、保険料の負担能力が低い者の増加、年金制度の将来や年金業務の運営への信頼性の低下等もあって、平成4年度の85.7%をピークに下降し、23年度には58.6%にまで低下したが、近年、再び上昇傾向にあり、29年度は66.3%まで回復しており、引き続き、その更なる向上が求められている（項目2参照）。

- ② 一方、保険料の納付が全額免除又は猶予されている者の数は、保険料の負担能力が低い者の増加、免除・猶予制度の拡大等もあって、おおむね増加傾向にあり、昭和61年度には226万人（第1号被保険者数（任意加入者数を除く。）の11.9%）であったが、平成29年度には574万人（同38.7%）まで増加している。引き続き、保険料の負担能力が低い者が保険料を納付せず、無年金者となることを防ぐ必要がある一方、免除・猶予の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制する取組の促進も重要であると考えられる（項目3参照）。
- ③ 「国民年金被保険者実態調査」（平成27年12月厚生労働省）の結果によると、未納者が保険料を納付しない理由について、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合が71.9%と最も多く、また、保険料を納めていないことについての意識について、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答した者の割合が71.0%となっていることから、経済的事実が未納者の発生に大きく影響していることが推察される。しかし、保険料を納付しない理由に関しては、世帯の総所得金額が1,000万円以上であり経済的事実が比較的良い未納者の約半数（48.8%）が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している等、必ずしも経済的事実だけが未納の原因であるとは考えられない状況もうかがえる。加えて、保険料を納めていないことについての意識に関しても、「国民年金はあてにしていけないので納める考えはない」や「年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない」と回答している者（世帯の総所得金額1,000万円以上の未納者）の割合が合わせて14.3%となっており、未納者の発生には、被保険者の経済的事実だけでなく、年金制度や年金業務の運営への信頼度も影響を及ぼしていると考えられる。

一方、機構における年金業務の運営については、平成27年5月に、外部からの標的型メールにより年金個人情報外部に流出した事件が発生したほか、本行政評価・監視の実施期間中にも、振替加算の支給漏れが多数発生していた問題や、扶養親族等申告書等のデータ入力作業等の委託

に起因して源泉徴収税額を正しく反映できず、正しい年金額が支払われなかった問題といった、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案が発生している。これらの事案については、発生後、原因究明及び再発防止策の検討が進められ、改善措置が講じられているが、厚生労働省及び機構においては、今後同様の問題が発生し、年金業務の運営に対する国民の信頼性を損ねることがないように、改善措置の実施状況を確実にフォローアップしていく等の取組が求められる。

これらを踏まえると、年金業務の運営に対する国民の信頼性を向上させていくことも重要な課題であると考えられる（項目4参照）。

2 国民年金保険料の的確な収納

(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し

【制度の概要】

第1号被保険者は、その資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から14日以内に、市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないこととされている（法第12条第1項、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。）第1条の2第1項）。

また、機構では、勧奨を行っても資格取得や種別変更の届出をしない者については、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、当該届出がなくても一定の事実が発生すれば第1号被保険者資格が取得されるものであるとして、一定の期間経過後、当該届出によらない資格取得又は種別変更（以下「職権適用」という。）の手続を行っている。

国民年金の適用業務について、中期計画では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により把握した20歳到達者について、被保険者資格取得の届出がない場合の資格取得手続等を確実に促進すること等を定めており、また、毎事業年度に係る年度計画でも、20歳到達者に対する当該届出の勧奨及び当該届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施すること等を定めている。

これらを踏まえ、機構は、「国民年金適用対策にかかる重点目標」（以下「重点目標」という。）を策定し、①戸別訪問等業務（年金事務所に特定業務契約職員を配置し、当該職員が、20歳到達者等に対して、戸別訪問や電話による年金制度の説明並びに資格取得届等の届出の勧奨及び受理を行う業務をいう。以下同じ。）、②20歳到達者等に対する職権適用業務などの業務を行うこととしている。あわせて、年金事務所に対し、これらの業務に係る数値目標を設定するよう指示している。

【調査結果】

今回、当省が45年金事務所を対象として重点目標に基づく戸別訪問等業務及び職権適用業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況

平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況の推移をみると、自主的に当該届出を行っている者の割合は20歳到達者全体の半数程度となっている。

イ 重点目標に基づく戸別訪問等業務の実施状況

45年金事務所における20歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況を調査したところ、次のとおり、戸別訪問等業務が的確に実施されていない状況や、効果が十分に上がっておらず年金事務所の業務負担も大きい状況がみられた。

- ① 平成28年度及び29年度（29年9月末まで）において、20歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していないとする年金事務所がみられた（28年度15年金事務所、29年度22年金事務所）。その理由として、これらの年金事務所では、「20歳到達者については、自主的な届出がない場合には職権適用されるため未資格者にはならないことから、戸別訪問等業務の対象から除いている」、「戸別訪問等業務を実施する体制が確保できていない」等を挙げている。

これに関し、戸別訪問等業務を実施する体制については、調査した年金事務所において、特定業務契約職員の確保が困難である等、その整備に苦慮している例がみられた。

- ② 45年金事務所のうち、平成29年4月に20歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施していない年金事務所や戸別訪問等業務の具体的な実施状況が確認できなかった年金事務所を除く16年金事務所において、当該20歳到達者を無作為に抽出し、これらの者に係る戸別訪問等業務の実施時期及びその後の資格取得処理（届出又は職権適用）の状況を把握したところ、調査した80件のうち、戸別訪問や電話により対象者本人又はその家族等に接触でき、その後対象者が自ら資格取得を届け出たものは13件（16.3%）にとどまっていた。

残りの67件の内訳は、i) 対象者本人又はその家族等に接触できなか

ったもの（25件）、ii）接触はできたが、自主的な届出が行われず、職権適用となったもの（6件）のほか、iii）資格取得処理が行われた後に戸別訪問等業務が実施されており、勧奨が行われたとは考えられないもの（24件）、iv）記録が残されておらず、戸別訪問等業務の実施時期が不明であるもの（12件）となっていた。

ウ 重点目標に基づく職権適用業務の実施状況

平成28年度中に20歳に到達する者として事務センターから45年金事務所へ送付された「最終勧奨対象者一覧表」に掲載されている者計13万8,387人について国民年金の適用状況を調査したところ、被保険者資格取得の届出を行っていない者については全て職権適用が行われており、職権適用業務は的確に実施されていた。

エ 機構における20歳到達者に対する適用業務の見直しに係る検討等

機構では、平成27年に発生した不正アクセスによる情報流出事案を受け厚生労働省から発出された業務改善命令等を踏まえ、業務改善計画を策定し、その実行を進めているが、その一環として、28年4月から、業務全般について、その必要性や効果検証を行うため、外部有識者を含めた「業務削減会議」を開催している。

この会議では、20歳到達者に対する適用業務の見直しについても議論されており、①20歳到達者のうち自ら資格取得を届け出ない者が約半数を占めること、②資格取得届出後の事務処理に一定の時間を要することから20歳到達者への保険料の納付書の送付が納期限後となっている例が発生していること、③20歳到達者に対する適用業務が、届出勧奨、資格取得処理・職権適用、年金手帳送付、納付書送付と複数の事務処理工程となっており、様々な確認作業が発生するほか、複数回の通知や複数種類のパンフレットの作成が必要となる等、負担となっていること等を踏まえ、機構が住基ネットにより把握した20歳到達者については、資格取得の届出を不要とし、その20歳到達日に職権適用とした上で、その旨を当該被保険者に通知する仕組みに改めることを検討している。

機構では、上記の検討内容について、2019年10月をめどに実現すべく作業を進めており、これが実現すれば、20歳到達者の国民年金加入手続の利便性向上というメリットに加え、機構にとっても工程の簡素化による事務処理の効率化が図られるとしている。

前述のとおり、戸別訪問等業務については、20歳到達者による自主的な被保険者資格取得の届出の促進に関し効果が十分に上がっておらず、年金事務所の業務負担も大きいものとなっている反面、職権適用業務については、20歳到達者に対する適用業務としての的確に実施されている状況がみられた。これらの状況に加え、そもそも被保険者資格自体は、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、「20歳到達」という客観的事実の発生により取得されるものであることを踏まえると、被保険者資格の取得について20歳到達者本人からの届出を求めるとともに、当該届出がなされない場合は戸別訪問等による届出勧奨を行うという現在の仕組みや業務の在り方自体について、より有効なものがないか等の観点から抜本的に見直す必要があると考えられる。

ただし、平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者の現年度納付率の推移をみると、職権適用となった者の現年度納付率はおおむね28%前後となっており、自主的に被保険者資格取得の届出を行った者が85%前後であるのに比べ、大幅に低くなっている。20歳到達者に対する適用業務の見直しに当たっては、このような20歳到達者の保険料納付意識にも関わる実態も踏まえて当該見直しに係る検討を行うことが重要であると考えられる。ちなみに、調査した年金事務所の中には、職権適用者が保険料未納者となった場合、通常よりも短い期間で納付勧奨を行う等、職権適用者に対するフォローアップ等に積極的に取り組んでいるものがみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、20歳到達者の被保険者資格取得に係る業務の効率化及び20歳到達者の加入手続の利便性向上を図る観点から、資格取得の届出制度や戸別訪問等業務など20歳到達者に対する現在の適用の仕組みや業

務の在り方について、これまでの適用対策の取組で得られた知見等も活用して保険料納付意識の向上を図りつつ早期に見直し、その実現を図る必要がある。

(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施

【制度の概要】

(保険料の納付方法)

保険料の納付方法についての必要な事項は政令で定めることとされており（法第92条第2項）、具体的には、被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならないとされている（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）第6条の13）。ただし、厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替による納付やクレジットカードによる納付（以下、これらの納付方法を「口座振替等」という。）を希望する旨の申出があった場合には、これらの納付が確実に認められ、かつ、これらの申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、これらの申出を承認することができることとされている（法第92条の2並びに第92条の2の2第1項及び第2項）。

機構では、被保険者のニーズに応じた多様な納付方法を整備することは保険料納付率の向上に寄与するとしており、上記のとおり、納付書による納付のほか、口座振替等を可能としている。また、納付書による納付は、銀行等の金融機関及び郵便局で行えるほか、コンビニエンスストアでも可能となっており、さらに、電子納付（納付書に記載された番号を利用して、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングによって納付する方法をいう。以下同じ。）も可能となっている。

(行動計画に規定されている収納対策)

機構は、国民年金保険料の収納対策に関し、毎事業年度の行動計画において、①現年度納付率を前年度納付率から1.0ポイント以上向上させること、②口座振替実施率（当該年度末における被保険者（保険料の全額免除又は納付猶予を受けている者を除く。）に占める口座振替による納付を行っている者の割合をいう。以下同じ。）を前年度末のそれと同等以上の水準とすること、③前年度及び当該年度に最終催告状（注）を送付した者の20%以上から口座振替を獲得すること等の目標を掲げている。

（注） 所得がありながら保険料を納付しない者に対して行う強制徴収業務の一環として、

自主納付を促す最後の催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分を開始することを明記している。

これらの目標を達成するため、毎事業年度の行動計画において、次のような取組内容が規定されている。

- ① 特別催告状（注）の送付、新規・短期未納者等への納付書の送付、新たに第1号被保険者となる者に対する納付等勧奨の実施、適正な法定免除処理の実施等、全ての年金事務所において必ず実施するもの（以下「必須対策」という。）

（注） 長期間保険料納付のない者や免除申請のない者等に対し送付する催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分を開始することがある旨を明記している。

- ② 一定の属性の者への納付書及び口座振替納付申出書の送付、免除等に係る勧奨の実施等、未納者の属性（未納期間や所得等）や地域事情等を踏まえ各年金事務所が独自に選択して実施するもの（以下「独自対策」という。）
- ③ 年金事務所や機構本部から送付する納付書等の情報や、納付督促の効果が見込まれる未納者属性ごとの情報の受託事業者への提供等、受託事業者との連携
- ④ 口座振替の促進や各種届書への被保険者の電話番号の記載についての市町村（特別区を含む。以下同じ。）への協力依頼、学生納付特例の説明会の実施等についての大学等への協力要請等、関係機関との協力・連携

【調査結果】

中期目標では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。これを踏まえ、機構は、中期計画において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度や口座振替の利用促進等の収納対策を進めることとしており、その着実な実施が求められる。

また、口座振替は、被保険者にとって、機構から納付書の送付を受ける

必要がなく、一度申込みを行えば毎回の納付に際し改めて手続をすることなく継続的に納付が行われることになるため、納め忘れの防止や負担軽減になることから、口座振替を推進することは、納付率の向上につながると考えられる。

このような観点から、今回、機構における国民年金保険料の収納対策の実施状況やその効果の発現状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 行動計画に基づく収納対策の実施状況

当省が45年金事務所を対象として平成28年度及び29年度（29年9月末まで）の行動計画に基づく収納対策の実施状況を調査したところ、次のとおり、一部を除き、おおむね着実に実施されている状況がみられた。

① 必須対策については、特別催告状の送付は全ての年金事務所において、新規・短期未納者への納付書の送付はほとんどの年金事務所において実施されていた。

ただし、新たに第1号被保険者となる者に対する取組及び生活保護受給者に対する適正な法定免除処理に関する取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の6割から7割にとどまっていた。

② 独自対策については、納付書の送付や免除等勧奨の取組は、各取組によって、ほとんどの年金事務所で実施されているものがある反面、実施している年金事務所が全体の5割を下回っているものも一部みられた。中には、i) 各地域部が管轄区域内の年金事務所に対し、統一的に取り組むべき独自対策を示し、その実施を指示している例や、ii) 行動計画に示された取組以外に各年金事務所が独自に積極的な取組を実施している例など、地域の実情に応じて独自対策が講じられている状況がみられた。

また、口座振替等の利用促進を図るための取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の4割から6割となっていた。これらの取組を実施していない年金事務所では、その理由として、「納付書を送付する際に口座振替納付申出書等を同封するためには、既に第1号被保険者

資格を喪失した者等を除外する作業を実施する必要があり、手間が掛かる」、「効果が期待できない」等を挙げている。ちなみに、口座振替納付申出書等の送付以外に、口座振替等の利用促進を図るための特段の取組を実施している年金事務所はみられなかった。

さらに、最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨については、対象者への口座振替納付申出書等の送付、対象者との接触時（本人の年金事務所来所時、架電・受電時）の説明等のほか、原則として一括納付が求められる強制徴収の対象となっている未納保険料について分割納付を認める一方、今後の保険料納付は口座振替で行うことを提案する等、様々な方法で口座振替勧奨に努めている例がみられた。

- ③ 受託事業者との連携については、優先的に納付督促や免除等勧奨を実施してほしいと考える者の情報等を年金事務所から受託事業者に提供し納付督促や免除等勧奨の実施を要請する等、年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例がみられた。

一方、調査した受託事業者からは、機構からの情報提供等は全て紙媒体により行われているが、郵送の場合紛失リスク等もあるので、安全性の高い方法に変更してほしい等の意見要望が聴かれた。

- ④ 関係機関との協力・連携については、相手方機関の協力が得られていないことから、市町村に協力要請を行い被保険者の電話番号の提供を受ける取組は9割近くの年金事務所で、大学等に職員を派遣して学生納付特例制度の周知等を行う取組は7割近くの年金事務所で、それぞれ両年度とも実施されていないなど、関係機関との協力・連携に係る取組が実施できていないとする年金事務所が比較的多くみられた。

また、調査した市からは、年金事務所からの情報提供や各種制度の運用等の改善を求める等の意見要望が聴かれた。

イ 行動計画に基づく収納対策の効果の発現状況

行動計画に基づく収納対策の最終的な成果である保険料の現年度納付率は、平成25年度に60.89%であったところ、29年度には66.34%まで上昇し、中期目標期間中に60%台半ばを目指すとしている中期計画の目標

を達成している。また、機構は、中期目標等を踏まえ、毎年度、現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、これについても、平成28年度、29年度とも達成している。

さらに、機構は、毎年度、年金事務所ごとの現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、当省が45年金事務所を対象として当該目標の達成状況を調査したところ、28年度は37年金事務所（82.2%）、29年度は27年金事務所（60.0%）において目標を達成している。

一方、口座振替の利用促進を図るための取組については、次のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況がみられた。

① 平成25年度から29年度までの5年間ににおける口座振替実施率をみると、35%台で推移しており、毎事業年度の行動計画に示された目標（前年度と同等以上の水準を確保）はおおむね達成しているものの、ほぼ横ばいの状況が続いている。また、平成26年度から28年度までの3年間ににおける現年度保険料の納付月数に占める口座振替による納付月数の割合は低下傾向にある。

② 平成27年度及び28年度に最終催告状を送付した者のうち、口座振替勧奨が行われた者を無作為に抽出し（281人）、これらの者の口座振替の申請状況を把握したところ、当該勧奨の結果、口座振替を申請した者は39人（13.9%）にとどまっていた。

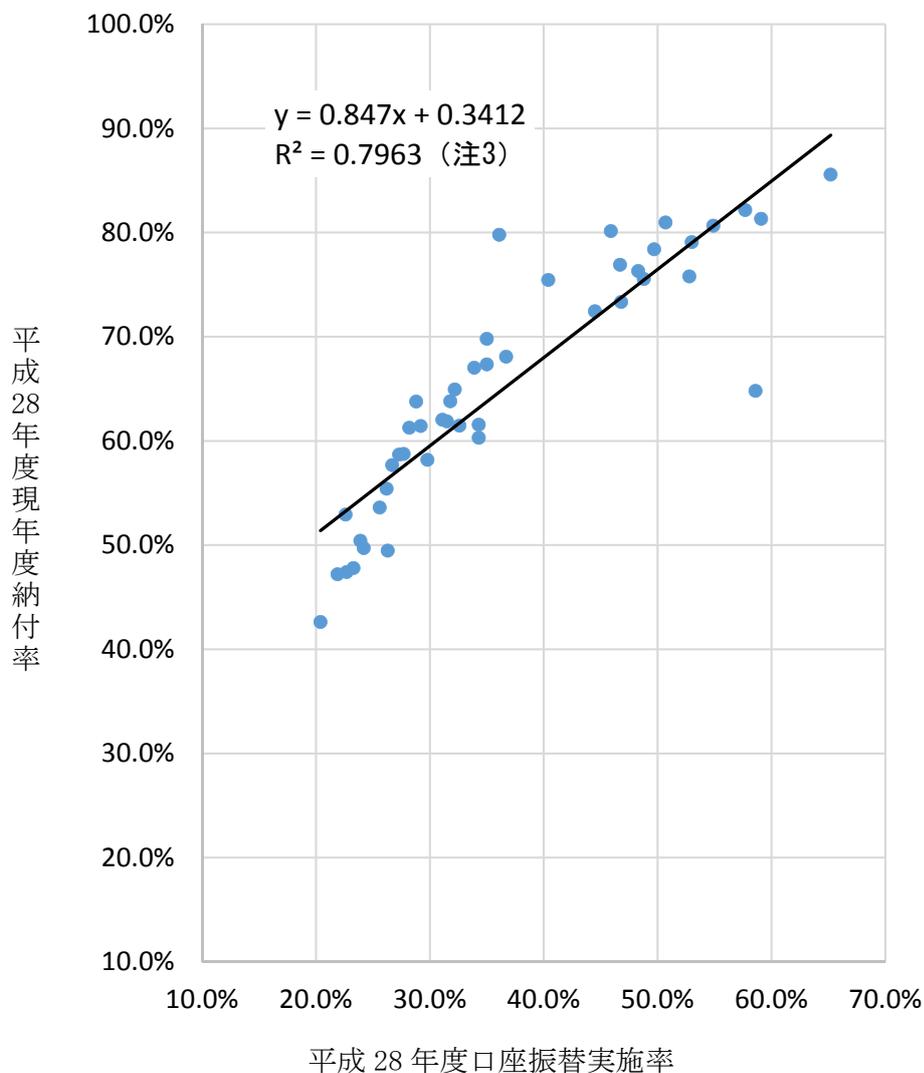
また、45年金事務所について、平成27年度及び28年度に最終催告状を送付した者のうち口座振替を申請した者の割合は、当該数値を把握できた27年金事務所の平均で14.1%であり、毎事業年度の行動計画で定められた目標（20%以上）を達成した年金事務所も8年金事務所（17.8%）にとどまっていた。

これについて、調査した年金事務所からは、「口座振替の利用は任意であり、強く勧奨できない」、「強制徴収対象者は納付意識が低い者が多く、勧奨しても受け入れられない」等の意見が聴かれた。

ウ 口座振替実施率が現年度納付率に与える影響

行動計画に基づく収納対策のうち、口座振替の利用促進を図るための取組は、前述のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえないものの、口座振替は被保険者の納め忘れの防止や負担軽減になり、納付率の向上につながると考えられることから、当省が45年金事務所を対象として口座振替実施率が現年度納付率に与える影響について分析したところ、次のような傾向がみられた。

- ① 平成28年度の口座振替実施率と同年度の現年度納付率との相関関係を分析したところ、相関係数（注1）は0.892となっており、口座振替実施率と現年度納付率の間には強い正の相関があると考えられる。また、これらについて単回帰分析（注2）を行ったところ、次図のとおりとなった。



（注）1 「相関係数」は、2つの変量（本行政評価・監視では口座振替実施率と現

年度納付率)の関係性を表す数値であり、1に近いと正の相関(例:口座振替実施率が高いと現年度納付率も高い)が強いことを示す。

2 「単回帰分析」は、2つの変量的一方を説明変数に、もう一方を目的変数とし、説明変数と目的変数の間に式を当てはめ、目的変数の変動が説明変数の変動によってどの程度影響されるかを分析するものである。

3 「 R^2 (決定係数)」は、単回帰分析の式の精度を表す指標であり、この値が1に近いほど精度が高く、0に近いほど精度が低いことを示す。

これによれば、口座振替実施率が1%高くなると現年度納付率が0.847%高くなるという関係にあることから、行動計画に基づく収納対策として口座振替の利用促進の効果が高いことが示唆される。

② ①を踏まえ、口座振替による保険料納付の状況を精査したところ、口座振替利用者の平成28年度の現年度納付率は、45年金事務所の平均で93.9%となっており、いずれの年金事務所においても90%を上回っていた。また、他の納付方法の利用者も含めた全体の現年度納付率(45年金事務所の平均で62.7%)を約30ポイント上回っていた。

③ イ②で前述した「平成27年度及び28年度に最終催告状を送付した者」は、一定の未納期間及び所得があり、かつ、度重なる納付督促にも応じない者であることから、納付意識が低い者であると推定されるが、これらの者であって、調査した年金事務所が口座振替勧奨を行った者のうち、当該勧奨の結果新たに口座振替を利用することとなった者を抽出し、これらの者の口座振替開始後平成29年8月までの期間における保険料の納付状況を把握したところ、当該期間における納付率は89.5%であった。

以上のことから、今後、より一層の保険料納付率の向上を図るためには、口座振替の利用促進を一層進めていくことが特に効果的であると考えられる。

エ 更なる保険料納付率の向上を図るための取組の強化の必要性

前述のとおり、行動計画に基づく収納対策はおおむね着実に実施されている状況にあり、また、保険料納付率も上昇傾向にあるが、今後、更なる保険料納付率の向上を図るためには、引き続き、行動計画に基づく

収納対策を着実に実施していくとともに、一部の年金事務所において実施されている効果的な取組を全国展開していくことや、現状では実施が低調な取組についても積極的に実施していくための方策を検討すること等も必要であると考えられる。

また、保険料納付率の向上に有効であると考えられるが、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない口座振替の利用促進を図るための取組について、口座振替納付申出書等を送付するなどの現状にとどまらず、より一層強化していくことが求められると考えられる。

この点について、調査した市からは、口座振替の利用促進を図るための取組として、口座振替の開始・停止に係る期間の短縮、口座振替申出手続の簡略化・効率化等を求める意見が聴かれた。

また、国民年金の保険料と同様に多くの被保険者が納付義務を課されている国民健康保険の保険料に関しては、保険者である市町村等が、その国民健康保険条例施行規則等において、保険料の普通徴収に係る納付について、その方法を口座振替による旨を規定することで口座振替による納付を原則化したり、口座振替の申出手続をより容易にする取組を実施したりする等、保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、今後、更なる保険料納付率の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 次期中期目標において口座振替による保険料納付を促進する旨を定めるとともに、機構に対し、次の取組を実施するよう指導するなど、口座振替の利用促進を図るための取組の強化を図ること。
 - i 次期中期計画において、現行の中期計画を上回る水準の口座振替に係る具体的な目標を掲げること。
 - ii 口座振替の申出手続をより容易にするよう措置すること。
- ② 機構に対し、一部の年金事務所において実施されている保険料の収納

対策の取組について、その効果を検証し、効果的な取組については、積極的に全国の年金事務所へ展開していくよう、指導すること。

- ③ 関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析し、年金事務所が的確に実施できるような方策を検討すること。

3 無年金者・低年金者の発生抑止

(1) 免除等制度の的確な運用の徹底

ア 継続免除等審査の的確な実施

【制度の概要】

被保険者が一定の事由により保険料の全額免除や納付猶予を申請した場合において、当該申請に係る免除等の承認期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により当該免除等を申請する旨を申し出たときは、改めて申請書及び添付書類（国民年金手帳、所得の状況を明らかにすることができる書類等）を提出することなく、引き続き当該免除等の審査を受けることができることとされている（規則第77条第3項等。以下、この仕組みを「継続免除等」、継続免除等の申請に係る審査を「継続免除等審査」という。）。

継続免除等については、保険料の全額免除又は納付猶予を受けようとする期間に係る年度（以下「免除等年度」という。）が、7月1日から翌年6月30日までとされていることから、前の免除等年度が終了した後の7月1日に申請がなされたものとして取り扱われ、その後の審査等が行われる。

継続免除等審査は、「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」（平成18年3月23日付け庁保険発第0323001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）等に基づき、次のような流れで行われる。

- ① 年金事務所から、継続免除等の申請者の氏名、生年月日等の基本情報を当該申請者が住所を有する市町村に送付して、当該申請者に係る審査に必要な情報（以下「所得情報等」という。）の提供を依頼する。
- ② 市町村は、年金事務所から依頼された申請者に係る所得情報等を住民基本台帳や地方税課税台帳等から確認し、その結果を年金事務所又は事務センターに提供する。
- ③ 事務センターにおいて、市町村から提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査を実施し、その結果を申請者本人に通知する。

このうち、③の事務センターにおける審査においては、申請者に係る扶養親族等の有無及び数や連帯納付義務者の有無により、当該申請者が免除等の基準を満たすか否かが異なってくることから、市町村から機構に

提供される所得情報等については、継続免除等に係る申請がなされたものとされる7月1日以降に市町村において確認が行われたものが提供されるべきものとされている（「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」（平成18年8月3日付け庁保険発第0803001号社会保険庁運営部年金保険課長通知））。

【調査結果】

継続免除等の仕組みは、免除等申請者の負担軽減を図るほか、免除等の申請漏れを防ぐことができ、無年金者の発生抑止に資するものと考えられることから、継続免除等審査等の事務が的確に実施されることが求められる。

このような観点から、今回、当省が36年金事務所（注1）及び延べ36市（注2）を対象として継続免除等審査の実施状況及び所得情報等の提供状況について調査した結果、以下のとおり、所得情報等の提供依頼や提供された所得情報等を利用した継続免除等審査が的確に行われていない状況がみられた。

（注）1 本行政評価・監視の調査対象45年金事務所のうち、所得情報等の提供状況について調査した延べ36市から当該所得情報等の提供を受けている36年金事務所における継続免除等審査の実施状況を調査した。

2 本行政評価・監視の調査対象34市のうち、1市は調査対象年金事務所に対する所得情報等の提供を行っておらず、3市はそれぞれ2つの調査対象年金事務所に所得情報等を提供していることから、所得情報等の提供状況を調査した市の数は「延べ36市」となる。

- ① 13年金事務所において、市から7月1日より前の世帯状況に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行っている状況がみられ、その中には、市から1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行った結果、7月1日時点の情報により審査していれば免除が承認されていた者について、不承認としていた例がみられた。
- ② 市への情報提供依頼時に、所得情報等に係る確認を行うべき時期が7月1日以降であることを示していない例（25年金事務所）や、市から提

供された所得情報等が、どの時点の世帯構成に基づいたものかを確認していない例（7年金事務所）がみられた。

一方、事務センターにおいて、市から提供された所得情報等が7月1日より前の世帯構成に基づくものであることをあらかじめ把握しており、その後、提供された所得情報等が7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等と相違点がないかを市に照会し、その結果を踏まえ、継続免除等審査を行っている例もみられた。

なお、機構では、今後の継続免除等審査において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携を通じて、継続免除等の申請者に係る所得情報等の提供を受けることを予定している。

イ 法定免除審査の的確な実施

【制度の概要】

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助の受給者（以下「生活扶助受給者」という。）は、法定免除に該当し、保険料の納付義務が免除される（法第89条第1項第2号、規則第74条第1号）。このため、第1号被保険者は、生活扶助受給者となったとき、又は生活扶助受給者ではなくなったときは、14日以内に、その旨を機構に届け出なければならないこととされている（規則第75条及び第76条）。

しかし、これらの届出漏れが多かったことを踏まえ、平成19年に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）により法が改正され、年金事務所が、福祉事務所や市町村に対し、新たに生活扶助受給者となった者（以下「法定免除該当者」という。）及び生活扶助受給者ではなくなった者（以下「法定免除非該当者」という。）に関する情報（以下「生活保護情報」という。）の提供を依頼できることとされた（法第108条第2項）。また、年金事務所

では、福祉事務所や市町村から生活保護情報の提供を受けた後、当該情報を基に法定免除該当者や法定免除非該当者に対し当該届出を勧奨し、その上で、勧奨後も一定期間、当該届出を行わない者については、法定免除該当者又は法定免除非該当者であることを機構が確認したこととして、職権により法定免除に該当又は法定免除が消滅した旨の処理を実施できることとした（規則第75条ただし書及び第76条ただし書）。

これを踏まえ、毎事業年度の行動計画では、必須対策として、「適正な法定免除処理」（年金事務所が、法定免除該当者又は法定免除非該当者について、市町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、規則第75条及び第76条に基づき適正に処理すること）が規定されている。

【調査結果】

平成19年の法改正の趣旨を踏まえると、年金事務所は、確実に福祉事務所や市町村から生活保護情報を入手し、的確に届出勧奨及び職権処理を行うことが求められる。

このような観点から、今回、当省が45年金事務所を対象として平成28年度及び29年度（29年9月末まで）の行動計画に基づく取組の実施状況等について調査した結果、市町村から生活保護情報の提供を受けられず、法定免除該当者や法定免除非該当者に対する届出勧奨及び職権処理を実施できていない等、「適正な法定免除処理」の取組が実施できていないとする年金事務所が、28年度は17年金事務所（37.8%）、29年度は15年金事務所（33.3%）みられた。

これらの年金事務所に生活保護情報を提供していない市の中には、その理由として、「外部の機関である年金事務所に対し、生活保護情報を提供することについて、生活保護担当課の了解が得られないこと」等を挙げているものがみられた。

一方、機構本部は、統一的な業務手順について定めた「業務処理要領」（平成29年4月1日要領第197号）において、原則として月1回以上、年金事務所から市町村に対し生活保護情報の提供を依頼するよう規定している。しかし、同要領では、情報提供の依頼に当たっての実施方法や提供頻度

等の詳細は、年金事務所と市町村の国民年金担当部局等とで協議するよう指示しているにとどまっている。また、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村が存在することは承知しているが、その数や理由については把握していないこともあり、このような状況を解消するための特段の対策も講じておらず、各年金事務所における対応に委ねている。厚生労働省も、平成25年10月に「国民年金法第89条第2号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」（平成25年10月22日付け年管管発1022第6号厚生労働省年金局事業管理課長通知）を機構に対して発出し、市町村の国民年金担当部局を経由して福祉事務所等に対し定期的に生活保護情報の提供を依頼し、当該情報を基に法定免除に係る届出勧奨と職権処理を的確に実施するよう指示している。また、同時に、生活保護行政を所管する厚生労働省社会・援護局から、各都道府県等の生活保護担当課に対し、年金事務所等からの情報提供依頼に対し必要な協力を行うよう依頼する文書を発出している。しかし、その後は、機構における生活保護情報の把握状況等は特段把握しておらず、また、市町村に対して、生活保護情報の提供に関し特段の協力の要請等は行っていない。

【所見】

したがって、厚生労働省は、無年金者の発生を抑止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 機構に対し、番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携が開始されるまでの間における継続免除等審査に係る事務の取扱いに関し、次の点について指導すること。
 - i 市町村に対して継続免除等審査に必要となる所得情報等の提供を依頼する場合には、提供を受ける所得情報等は7月1日以降に確認されたものである必要があることを明示すること。
 - ii 年金事務所において、提供された所得情報等が市町村において確認された日を確認し、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求める等によ

り、継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。

あわせて、機構に対し、上記の情報連携を通じて提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査に係る事務を的確に実施するよう指導すること。

- ② 機構に対し、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村及びその理由を把握し、その対応案を含め厚生労働省に報告するよう指導すること。これを受け、同省において、機構がこれらの市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討すること。

(2) 追納制度の利用の促進

【制度の概要】

保険料の免除等が承認された期間は、受給資格期間に算入され、また、受給できる年金額の計算上、保険料を全額納付した場合を基準として、全額免除は2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7として反映される（法第27条）。ただし、学生納付特例期間及び納付猶予期間については、受給資格期間に算入されるものの、年金額の計算上は反映されない（法第27条、第90条の3第1項等）。

一方、免除等の適用を受けた期間の保険料は、本人の申出により、10年以内の保険料に限り、全部又は一部を追納することができることとされている（法第94条第1項）。追納する場合の保険料額は、当該追納に係る期間の各月の保険料額に経過期間に応じて政令で定められた額を加算した額となる（ただし、免除等の適用を受けた月が追納日から2年以内である場合は加算されない。）。追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなすこととされており（法第94条第4項）、追納することにより、受給できる年金額を増額することができる。

厚生労働省は、追納制度の利用を促進するため、「国民年金保険料の追納勧奨について」（平成17年7月29日付け庁保険発第0729002号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「追納勧奨通知」という。）を機構に対して発出し、免除等の適用を受けた期間が2年目及び9年目となる期間を有する者に対し、追納勧奨状の送付を行うよう指示しており、機構は、追納勧奨通知に基づき、毎事業年度の行動計画において、年金事務所に対し、追納勧奨状の送付計画及び送付実績を機構本部に報告するよう指示している。

【調査結果】

免除等の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制するためには、追納制度の利用が促進されることが重要であると考えられる。

特に、年金額の計算上は反映されない学生納付特例及び納付猶予については、第1号被保険者数が減少傾向にある中、継続して一定数の者が利用し

ており、また、納付猶予については、事業運営改善法により、平成28年7月から対象者が30歳未満から50歳未満へと拡大され、今後、利用者の増加が見込まれるが、学生納付特例や納付猶予が承認された期間は、前述のとおり年金額の計算上は反映されないことから、これらの利用者が将来一定額の年金を受け取るためには、追納制度が積極的に利用されていく必要があると考えられる。

このような観点から、今回、当省が45年金事務所を対象として追納勧奨の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 追納勧奨の実施状況

45年金事務所における平成28年度及び29年度（29年9月末まで）の追納勧奨の実施状況を調査したところ、次のとおり、追納勧奨が積極的に行われていない等の状況がみられた。

- ① 追納勧奨状の送付を全く行っていない年金事務所がみられた（平成28年度6年金事務所、29年度5年金事務所）。
- ② 追納勧奨状は送付しているが、平成28年度において、機構本部に報告している追納勧奨状送付予定件数と実際に送付した件数に大きな乖離がある例や、追納勧奨状の送付対象者数は短期的には大きく変動することはないと考えられるにもかかわらず、29年度の追納勧奨状送付予定件数が28年度の送付予定件数に比べ大幅に減少している例など、追納勧奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例がみられた。
- ③ 追納勧奨状の送付以外に、特段の追納勧奨を行っている例はみられなかった。また、調査した年金事務所からは、「追納されても納付率に影響しない（注）ことから、追納勧奨業務は、他の収納対策業務に比べ、実施の優先順位が下がる」、「一度に大量の追納勧奨状を送付した場合、受け取った者からの照会等に対応する体制が準備できない」等、追納勧奨の実施に消極的な意見が聴かれた。

（注） 納付率は、納付月数を納付対象月数で除して算出されるが、免除等の適用を受けた月は納付対象月数から除外されるため、後日、追納されたとしても、当該月数は納付月数に計上されない。

一方、中期目標及び中期計画には、追納制度の利用の促進について特段の記載はない。このことについて、機構は、「追納は、納付義務を要しないものとされた保険料について被保険者の希望により納付することができ任意の制度であるため、中期計画等において目標は定めていない」としている。また、機構は、毎事業年度に係る年度計画及び行動計画においても、追納勧奨や追納利用者数に係る具体的な目標等を規定していないが、同様に被保険者の義務とはされていない口座振替の利用については、毎事業年度の行動計画において、口座振替実施率に係る目標を定めている（項目2細目(2)参照）。

イ 追納制度の利用状況

被保険者が厚生労働大臣の承認を受けて追納した期間の月数について、平成26年度から28年度までの3年間の動向をみると、毎年度300万月程度、追納額は300億円程度となっている。

一方、機構は、これら以外の追納制度の詳細な利用状況（例えば、追納制度を利用できる者に占める実際に利用した者の割合や、追納可能月数（過去10年間の免除等承認月数）に占める実際に追納された月数の割合等）については特段把握していない。このため、当省において、機構の資料等を基に、追納制度の利用状況を試算したところ、免除等が承認された月数に占める追納月数の割合は4.4%にとどまるとの結果であった。

ウ 効果的かつ効率的な追納勧奨方策の検討

「国民年金被保険者実態調査」（平成27年12月厚生労働省）の結果によると、保険料免除制度や学生納付特例制度を知っていると回答した者の割合はそれぞれ72.5%、88.2%と高いものの、保険料免除制度を知っていると回答した者のうち追納制度を知っていると回答した者の割合は、申請全額免除者で52.8%、学生納付特例者で55.4%にとどまっており、追納制度の周知が十分に進んでいない状況がうかがえる。

追納制度の利用を促進していくためには、追納制度の周知を推進し、追

納の意思及び能力を有する者に対して適切に追納勧奨を行うことが重要であると考えられるが、前述のとおり、機構は、追納制度の詳細な利用状況について特段把握しておらず、追納制度利用者や追納が必要と考えられる層の分析等も行っていない。

このため、当省において、45年金事務所が平成28年度に受け付けた追納申込者のうち無作為に抽出した450人について、追納申込者の年齢、追納申込期間の免除等種別、追納申込期間の属する年度等を分析したところ、次のような傾向がみられた。

- ① 追納申込時点の被保険者の属性をみると、20歳代と30歳代の第2号被保険者の追納申込みが多い。
- ② 年代別の追納申込期間の免除等種別をみると、20歳代と30歳代の追納申込みの大半は学生納付特例又は納付猶予の期間に係る追納である。なお、20歳代の学生納付特例期間への追納申込者の73.5%は第2号被保険者であり、大学等を卒業後、企業等に就職したことにより、経済的余裕が生じ、追納している傾向がうかがえる。
- ③ 追納申込期間の属する年度をみると、平成19年度（免除等の適用を受けた期間が9年目）及び27年度（同2年目）に追納申込みを行った割合が高くなっており、追納勧奨状の送付時期と重なっている状況がみられる。

当省において分析を行った追納制度利用者の属性以外にも、追納勧奨への反応率が高い属性、追納できる経済的余裕があると考えられるにもかかわらず追納制度の利用が低調である属性、将来の年金受給額等からみて追納を促す必要性が高いと考えられる属性等や、追納制度利用者に対する追納勧奨の実施状況を分析することで、より効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討することが可能になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、低年金者の発生を抑止する観点から、追納制度の利用の促進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 次期中期目標において、追納制度の利用の促進を明確に位置付け、機構に対し、追納制度の利用の促進に係る目標の設定、追納勧奨に積極的に取り組むことの奨励等、具体的な方策を検討するよう指導すること。
- ② 機構に対し、追納制度利用者や追納を必要とする層等についての把握・分析等を行った上で、効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討するよう、指導すること。

4 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保

(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底

【制度の概要】

機構は、事件・事故・事務処理誤り（以下「事務処理誤り等」という。）の発生は年金受給権の侵害につながるおそれがあることから、中期計画及び毎事業年度に係る年度計画において事務処理の正確性を確保することを掲げるとともに、事務処理誤り等の未然防止及び再発防止のため、「事務処理誤り等に関する緊急再発防止策」（平成26年9月）を策定し、事務処理誤り等防止推進者（年金事務所では副所長）の指定、業務処理マニュアルの改善、人事評価における事務処理誤り等のウェイトの引上げ、無予告特別監査の実施等を規定し、継続的に対策を実施している（注）。

（注） 項目1で前述したとおり、振替加算の支給漏れが多数発生していた問題や業務委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できなかった問題など年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる複数の事案が発生しており、厚生労働省及び機構において、その原因究明及び再発防止策の検討が進められ、改善措置が講じられている。

また、機構は、事務処理誤り等が発生した場合には、当該事務処理誤り等によって生じる支障や年金受給者・被保険者に及ぶ不利益をできる限り最小化するよう、できる限り迅速にその後の処理（事実関係の確認、お客様対応等）を行う必要があるとして、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」（平成22年1月1日制定・29年6月1日改正。以下「対応要領」という。）を定め、事務処理誤り等が発生した場合の対応等についての必要な事項を定めている。

対応要領によると、各年金事務所等において事務処理誤り等の発生が判明した場合、その旨が各年金事務所等のリスク管理責任者（年金事務所長等）に報告され、リスク管理責任者は、原則として判明してから翌営業日以内に第一報を所定の様式により本部に報告することとされている。また、リスク管理責任者は、お客様対応など事務処理誤り等への対応が完了した後、速やかに再発防止策を含む完了報告を行うこととされており、対応要領では、これを事務処理誤り等の発生が判明してから原則として1週間以内

に終えることとされている。

また、業務処理要領においても、事務処理誤り等が発生した場合の具体的な事務の取扱いが定められており、事務処理誤り等が原因で保険料の納付ができなかった等、国民年金の特定事由該当申出制度（注）の対象となる場合には被保険者に対し同制度の説明を行うこととし、事務処理誤り等が原因で前納による割引後の額での納付ができなかった等、同制度の対象とならない場合には、機構本部（国民年金部）に処理方針について個別協議を行うよう、年金事務所等に指示している。

（注） 国民年金保険料を徴収する権利は、保険料の納期限から2年を経過したときは、時効により消滅することとされている。また、付加保険料の納付申出等の届出、免除・納付猶予及び学生納付特例の申請は提出期間が定められている。そのため、被保険者等は、時効又は提出期間の経過後には、当該保険料について納付や免除等の申請を行うことができない。

ただし、特定事由（事務処理誤り等）により保険料の納付や各種手続きができなかった場合、被保険者等が厚生労働大臣にその旨の申出（特定事由該当申出）ができ、厚生労働大臣がその申出を承認したときは、保険料（特例保険料）の納付や各種手続きをすることが可能となる。

本制度は、事業運営改善法により創設され、平成28年4月から実施されている。

【調査結果】

事務処理誤り等の発生防止及び発生後の的確な処理は、機構に対する国民の信頼性の向上を図るために重要であると考えられる。

このような観点から、今回、当省が45年金事務所及び12事務センターを対象として事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況、事務処理誤り等の発生後の処理状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況及び事務処理誤り等の発生状況

45年金事務所及び12事務センターにおける事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況を調査したところ、機構本部から指示された発生防止対策を実施しているほか、独自に事務処理誤り等の発生防止に取り組んでいる例がみられた。

多数の受給者（約4,000万人）及び被保険者（約6,700万人）に係る届書等の受付・処理や各種文書の送付等を行っている機構において、事務処理誤り等の発生を皆無とすることは事実上不可能であると考えられるところ、当該年度に発生した事務処理誤りであってその年度内に判明したものの件数が平成26年度の1,429件から29年度は1,015件に減少しており、事務処理誤り等の発生防止対策が一定の成果を上げつつあると考えられる。

また、45年金事務所及び12事務センター（計57か所）における1か所当たりの国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の発生件数は、平成27年度は2.32件、28年度は1.77件、29年度（注）は1.68件となっていた。

（注）平成29年度の件数は、4月から9月までの件数を12か月分の件数に換算したものである。

イ 事務処理誤り等の発生後の処理状況

（処理期間の状況）

45年金事務所及び12事務センターにおいて、平成27年4月1日から29年9月末までの間に発生した国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の事案（281件）について、その発生後の処理状況を調査したところ、次のとおり、当該処理に長期間を要している状況がみられた。

- ① 当該事案281件のうち、対応要領で定める様式による報告（第一報）により、事務処理誤り等の処理が完了したことが確認でき、かつ、当該事務処理誤り等が判明した日及びその処理が完了した日が判明した事案（254件。以下「処理完了事案」という。）について、事務処理誤り等の判明から処理完了までの期間（以下「処理期間」という。）を把握したところ、処理期間が1週間（7日）以内であった事案は61件（21.7%）にとどまっている一方、181日以上であった事案が30件（10.7%）みられた。
- ② 処理完了事案254件の処理期間の平均は75.1日であったが、このうち、
 - i) 当該事務処理誤り等の発生を把握した年金事務所等から機構本部に

対して処理方針についての個別協議が行われていた事案（60件）の平均処理期間は161.0日、ii）個別協議が行われておらず、かつ、国民年金の特定事由該当申出制度の利用がなかった事案（179件）の平均処理期間は45.5日となっており、前者は後者の3倍以上となっていた。

処理完了事案のうち、機構本部への個別協議が行われていた事案の処理期間の内訳をみると、機構本部における個別協議の処理（年金事務所等からの協議内容の検討及びその結果に基づく当該年金事務所等への回答）に要した期間の平均が102.0日となっており、機構本部への個別協議が行われていた事案の処理期間が長期となっている原因は、機構本部における個別協議の処理に時間を要していることにあると考えられる。

（機構本部における個別協議の処理状況）

機構本部における個別協議の処理件数、処理体制及び処理事案の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 機構本部への個別協議が行われていた事務処理誤り等の事案は平成28年度及び29年度とも約1,000件である一方、機構本部の担当部署において個別協議の処理を担当している職員は28年度で1人、29年度で2人（うち1人は兼務）のみであった。

機構本部では、「個別協議は、その内容に応じて優先順位を付けるものもあるが、原則として受付順で処理しており、件数が多い一方で担当者が少ないため、処理に着手するまでに時間を要している。処理に着手した後の処理期間は、複雑な事案でない限り、おおむね1か月程度である」としている。

- ② 機構本部では、「本来のルールに沿わない取扱いによって解決を図ろうとする場合には、個々の事案により状況が異なるため、個別に処理方針の協議を受けている」としている。

しかし、処理完了事案のうち、当該事務処理誤り等の発生を把握した年金事務所等から機構本部に対して処理方針についての個別協議が行われていた事案（60件）の内容をみると、次のとおり、過去に同じよう

な内容の事案が多数協議されていると考えられ、また、処理方針もほぼ同一と考えられるものや、解決方法が限定されていると考えられるもの等、処理方針を機構本部に個別協議する必要性が低いと考えられる事案が個別協議されている状況がみられた。

i 当該事案60件のうち40件が、口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納（割引額による納付）ができなかったとする事案であり、また、その事務処理の誤り等の内容も、口座番号や名義人の誤入力、口座振替納付申出書の処理の遅延等が大半を占めていた。

また、上記40件のうち38件では、年金事務所等が協議した処理方針で差し支えない旨を機構本部が回答していた。

ii その他、納付書の誤送付により、実際に保険料を納付した本人とは別人の保険料納付として記録されてしまった事案など、その解決方法が限定されていると考えられる事案がみられた。

また、機構本部への個別協議が必要な事案の処理に長期間を要していることにより、当該処理が完了するまでの間の保険料を納付しないとする者が発生する等、機構に対する被保険者の信頼を損ねていると考えられる例もみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、機構に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、機構に対し、本来のルールに沿わない取扱いをする事案の定型化や個別協議を要する事案の絞り込み等により、事務処理誤り等発生後の処理を迅速化するよう、指導する必要がある。

(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施

【制度の概要】

(受給権者の生存確認)

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する（法第29条）。このため、機構は、毎月、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から、住基ネットに登録された受給権者に係る本人確認情報（注）の提供を受け、必要な確認を行っている（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9、規則第18条第1項）。また、住基ネットの本人確認情報と国民年金原簿に登録されている情報が一致しないことにより、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができない受給権者が存在するため、当該受給権者に対しては、年1回、機構から「現況届」の様式を送付し、必要な事項が記載され、かつ署名がなされた現況届が当該受給権者から提出されることをもって生存を確認している（規則第18条の2第1項）。

（注） 「本人確認情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所及びマイナンバー（住民基本台帳法第30条の9等）をいう。

しかし、現況届により生存確認を行っている受給権者について、住民票上は死亡しているにもかかわらず親族によって健在である旨の現況届の提出がなされ、年金の不正受給が行われていた事案が発生したことを踏まえ、平成29年2月から、規則第18条の2第3項の規定に基づき、現況届による生存確認を行うに当たり、住民票の添付又はマイナンバーの記入を求めている。マイナンバーを記入した受給権者については、その後、J-LISから本人確認情報の提供を受け、生存確認を行うことができるようになるため、現況届への住民票の添付は不要とし、また、翌年以降は、現況届による生存確認を省略する取扱いとしている。

(受給権者の死亡及び所在確認)

老齢基礎年金の受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を14日以内に機構に届け出なければならないこととされているが、機構が住基ネットから受給権者の

死亡に係る情報を得られる場合であって、受給権者が死亡した日から7日以内に、死亡の届出義務者が市町村長に戸籍法に基づく死亡の届出をした場合には、機構への当該届出の必要はないこととされている（法第105条第4項、規則第24条第1項及び第7項）。

年金受給権は、受給権者本人の死亡により消滅する本人の一身専属の権利であって、年金は原則として本人以外の者の生活保障に資するものであってはならないとされている。しかし、平成22年に、住民基本台帳に登録されているにもかかわらず、既に死亡している者や所在が不明となっている者に年金を支給し続けていることが社会的な問題となった。これを踏まえ、所在不明者を把握する仕組みが十分でなかった点について、法を改正し、平成26年4月から、受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）に対し、当該受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、速やかに、当該受給権者の氏名や所在不明となった年月日等を記載した「年金受給権者所在不明届」（以下「所在不明届」という。）を提出することを義務付け、所在不明届が提出された場合、機構が、当該受給権者の生存の事実を確認するため、当該受給権者に対し「現況申告書」の提出を求めることができるとされた（法第105条第3項、規則第23条第1項及び第3項）。

（年金支給の一時差止め）

機構は、受給権者が、正当な理由なく、現況届を提出しない場合や機構が求める書類（現況届に添付又は記入する住民票又はマイナンバー、現況申告書）を提出しない場合には、年金支給を一時差し止めることができることとされている（法第73条、規則第69条）。

【調査結果】

年金の不正受給の発生を防止したり、既に死亡している者や所在不明者に年金を支給し続けることを防止したりするためには、これらの者を可能な限り把握し、その年金支給を早期に差し止めることが重要である。また、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給され続けてい

る事案が社会的な問題となったことを受けて法改正が行われ、所在不明届の提出が義務付けられたことを踏まえると、不正受給の発生防止を図る上では、所在不明届の提出についても不正受給事案の端緒を把握する契機の一つとして、積極的に活用していくことが求められる。これらの取組を通じて、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

このような観点から、今回、機構における所在不明者の把握状況、所在不明者を把握した後の対応状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 所在不明者の把握状況

(所在不明届の提出状況)

「平成28年における行方不明者の状況」（平成29年6月警察庁生活安全局生活安全企画課）によると、平成28年に発生した（警察が行方不明の届出を受理）70歳以上の行方不明者は1万9,707人である。このうち、1か月以上所在確認ができなかった者の数は明らかにされておらず、そこで、平成28年に所在確認された全年代の行方不明者のうち当該届出の受理から所在確認までに要した期間が1か月以上の者の割合からこれを推計すると、約3,700人と推測される。一方、平成28年度の所在不明届の受付件数は288件であり、そもそも所在不明届を提出していない所在不明者の世帯主等が多数存在すると考えられる。

また、当省が45年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成28年度及び29年度（29年9月末まで）に受け付けた所在不明届（54件）について、所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに要した期間を調査したところ、受給権者が所在不明となってから1か月を経過した日から起算して1年以上経過してから提出されたものが19件（35.2%）みられ、所在不明者の世帯主等による速やかな所在不明届の提出が励行されていない状況がみられた。

(所在不明届の提出を促す取組の実施状況等)

機構は、所在不明届の提出を促すため、現況届の様式や年金証書の送付時に同封しているパンフレットに「年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。」と記載して、所在不明届の提出を周知しているほか、機構ホームページにおいても周知を行っている。

しかし、受給権者が所在不明となった場合、所在不明者の世帯主等が最初に相談・報告等を行うと考えられる警察や市町村に対し、厚生労働省や機構本部から、所在不明届の提出に係る周知依頼等は特に行われていない。

一方、調査した年金事務所の中には、管内の市町村に対して、受給権者の家族等から受給権者が所在不明である旨の相談を受け付けた場合には、年金事務所に情報提供するよう依頼するなど、所在不明者の把握に努めている例がみられた。

(所在不明者を把握するその他の取組)

機構は、厚生労働省からの指示を受け、平成22年及び25年に、全国の受給権者の生存確認等調査を実施しており、22年の調査では、直近1年間に後期高齢者医療給付を受けていない者のデータを、また、25年の調査では、介護保険の特別徴収が行われていない者のデータをそれぞれ活用することで、既に死亡していた者や所在不明者を多数把握している。しかし、その後、このような調査は実施されていない。

イ 所在不明届受付後の対応状況

(年金支給の一時差止めの実施状況)

当省が45年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成28年度及び29年度（29年9月末まで）に受け付けた所在不明届（54件）について、当該年金事務所における所在不明届受付後の対応状況を調査したところ、所在不明届の受付後間もなく死亡届が提出されたもの、所在不明とされた受給権者本人から申出があったもの及び不在者財産管理人が登録されたもの（計3件）を除いた51件において、年金支給の一時差止めが行われていた。

これらの51件の中には、当該受給権者が所在不明となった日から一時差

止めまでの間に年金が支給されていたことが確認できた例がみられ、中には、当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生（所在不明となった日から1か月以上経過）してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例がみられた。

（年金支給の一時差止め後の対応）

調査した年金事務所では、これらの51件について、所在不明届の受付後、その届出者に対して、当該受給権者が所在不明となった経緯や所在不明となった日以降に支払われた年金の行方等について積極的に聴取している例等はみられなかった。

これらについて、調査した年金事務所では、「受給権者の死亡が確認できない以上、当該受給権者の年金受給権は消滅していない。したがって、所在不明となった日以降に支給した年金については、当該受給権者の死亡が確認された日以降の期間を除いては返還を求めることはできないため、事情聴取等を行わなくとも特段の支障はない」としている。

しかし、厚生労働省では、「所在不明届の提出が義務付けられた理由は、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給されることは適切でなく、そのような状況が不正受給事案につながる可能性があるためである」としており、所在不明届の提出の義務化が、住民基本台帳に登録されているが所在が不明である者や既に死亡していた者の存在が発覚し、問題となったことを背景としていることを踏まえると、所在不明となった日から所在不明届の提出までに長期間を要しているものを把握した場合には、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるべきであると考えられる。また、所在不明届を法令の規定どおり速やかに提出した者との公平性や、所在不明届の早期提出を促す観点からも、所在不明届の提出が遅れた場合には、その理由等を確認し、機構の業務運営に対する信頼性を確保していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、年金支給の公平性を確保するとともに、国民

年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 所在不明者の世帯主等に所在不明届の的確な提出を促す等の協力を関係機関に対し要請したり、後期高齢者医療の利用情報等を活用した定期的な調査を行ったりする等、所在不明となった年金受給権者を的確に把握するための方策を検討すること。
- ② 機構に対し、所在不明届を受け付けた際、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに長期間を要している場合には、その理由を確認するとともに、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるよう、指導すること。

(3) 国民の視点に立った年金業務の実施

当省が実施している行政相談には、国民年金業務の運営に関する国民からの苦情や意見要望が寄せられている。

今回、これらの苦情及び意見要望を端緒として、各種手続におけるより一層の負担軽減や利便性向上のため、いわゆる「国民の視点」に立って年金業務の見直しを図る余地はないかとの観点から、機構における関係業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 失業特例免除申請書の添付書類の見直し

【制度の概要】

厚生労働大臣は、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、被保険者の申請により、保険料の納付義務を免除することができることとされている（法第90条第1項第5号、規則第77条の7第2号。以下、当該免除を「失業特例免除」という。）。

失業特例免除を申請できる期間は、通常の特例免除等と同じであり、申請日が属する月の2年1か月前の月から申請日が属する年の翌年6月（申請日が1月から6月までの間である場合は、その年の6月）までとなっている。

失業特例免除の申請については、継続免除の仕組み（項目3細目(1)参照）が設けられていないため、保険料の失業特例免除を受けようとする期間に係る年度（以下「免除年度」という。）ごとに申請書を提出する必要がある。また、申請書には、申請者が失業により保険料を納付することが困難である事実を明らかにすることができる書類を添付する必要がある（「「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正について」（平成26年9月19日付け年管管発0919第4号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「免除等通知」という。））。

申請書は、原則として申請者の住所地の市町村又は年金事務所に提出され、その後、事務センターに回付され、事務センターで審査される。審査に必要な書類については、免除等通知において具体的に規定されており、雇用保険の被保険者であった者については、申請書に、①雇用保険

受給資格者証の写し、②雇用保険被保険者離職票の写し又は③公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類のいずれかの添付を求めることとされている（以下、これらの書類を「離職票等」という。）。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

失業特例免除に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。

平成25年7月から26年6月までの分（25免除年度分）の失業特例免除の申請のため、平成26年6月30日に年金事務所を訪問し、手続きをしようとしたところ、職員から添付書類として雇用保険被保険者離職票の写しを提出するよう言われたため、公共職業安定所に出向き入手した上で、再度、年金事務所を訪問して手続きをした。その際、平成26年7月以降の分（26免除年度分）の手続きは7月以降にするよう言われたので、7月2日に改めて年金事務所を訪問し、26免除年度分の手続きをした。しかし、平成26年9月末になり、機構から、26免除年度分の申請書にも雇用保険被保険者離職票の写しの添付が必要であったが添付されていなかったとして、申請書が返送されてきた。

平成26年6月30日に25免除年度分の失業特例免除を申請した時には、申請書に雇用保険被保険者離職票の写しを添付しており、当該年度分の申請は承認されているのだから、26免除年度分の申請については、25免除年度分の申請における雇用保険被保険者離職票の写しを再利用する等すればよいのではないか。何度も同じ書類を提出するのは負担である。

【調査結果】

免除等通知等では、同一の離職の事実に基づく2回目の失業特例免除の申請であっても、特段、初回の申請と区別して取り扱う旨の記載はない。ある免除年度について失業特例免除が承認された者が、次免除年度について同一の離職の事実に基づいて引き続き失業特例免除の申請を行った場合、機構は、当該申請者に係る離職の事実や離職日等を既に把握している状態にあることから、このような場合には、再度、同一の離職の事実を証明する離職票等の提出を求めず、前回申請時の情報を活用して審

査を行うことで、申請者の負担軽減を図る余地があると考えられる。このような観点から、当省が12事務センターを対象として、これら事務センターで平成29年10月5日以降に失業特例免除の承認処理が行われた事案（60事案）を抽出して、当該申請書に添付されている書類やその活用状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 60事案全てにおいて、離職の事実を証する書類として離職票等が添付されており、また、その中には、当該申請に係る免除年度の前免除年度についても同一の離職の事実に基づく失業特例免除が承認されていた者が複数含まれていた。
- ② 調査した事務センターでは、「免除等通知等に従って、毎回の申請時に必ず離職票等の提出を求めている」、「離職票等が添付されていない申請書については、当該書類の添付を求める文書とともに申請書を返戻している」、「2年度分の失業特例免除を申請する場合には、離職票等も申請書ごとに添付する必要がある」などとしている。

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）では、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政サービスのデジタル化の前提として業務改革を徹底することの必要性が述べられており、その一つとして、「ワンスオンリー」原則（一度行政機関が提出を受けた情報は、原則として再度の提出を求めないこと）に沿った行政手続の見直しを推進することとしている。

平成30年3月現在、機構では、274の手続（国民年金のほか、厚生年金保険や健康保険に関する手続も含む。）のうち、国民年金関係では、口座振替納付申出書、クレジットカード納付申出書、追納申込書、還付請求書、老齢給付裁定請求書等について、電子申請を可能としている。現在のところ、免除関係の手続については電子申請の対象となっていないが、今後、マイナンバーの利活用等と併せて、電子申請の対象が拡大していくことが期待されるところ、その前提として、ワンスオンリー原則の徹底は重要になっていくものと考えられる。

機構は、「失業特例免除の申請書及び添付書類は、審査を行った事務セ

ンターが保管しているが、大量の紙媒体の申請書及び添付書類の中から、当該申請者の前回申請時の離職票等を探し出すには相当の手間が掛かる」としている。しかし、機構では、平成30年度から紙媒体の届出書、申請書及び添付書類を画像化してシステム上で管理する取組を開始しており、申請書単位で検索し画像内容を確認することが可能となることから、失業特例免除を承認した者について、次回以降の申請時の審査における過去の離職票等の確認が容易になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、失業特例免除の申請における申請者の負担軽減を図る観点から、システムで管理されている前回申請時の離職票等の画像データを活用することにより、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき失業特例免除の申請を行った場合には、離職票等の提出を求めない取扱いとする必要がある。

イ 口座振替による前納の見直し

【制度の概要】

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない（法第91条）が、被保険者は、申出により、将来の一定期間の保険料を前納することができることとされている（法第93条第1項）。

前納する場合の保険料額は、通常の保険料額から、政令で定める額を控除した額とされている（法第93条第2項）。また、前納は、原則として6月又は年を単位として行うものとされており（令第7条）、前納できる月、方法、納付時期及び前納保険料額は、毎年、厚生労働大臣が、「国民年金法施行令第7条及び第8条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額」により告示している。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

口座振替による前納に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。3月に20歳になり、国民年金被保険者資格を取得し、同月から保険料を納付することとなった。保険料の納付に当たって、割引額が最も有利な口座振替による2年前納を利用することを希望したところ、年金事務所から、口座振替による2年前納は2月末までの申込みが必要であるとの説明があった。

しかし、私は3月生まれのため、3月に入ってから被保険者となった旨の通知を受け取っており、その時には既に申込期限が過ぎていたため、次の申込時期まで口座振替による2年前納が利用できなかった。このような取扱いは不合理ではないか。

【調査結果】

（2年前納の申出期限の変更又は申出の事前受付）

2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料を4月末に一括して納付するものであるが、機構では、口座振替による2年前納の申出期限を毎年2月末としている。その理由について、機構は、「口座の登録等の事務

作業に2か月程度の期間を要するため」としている。

このため、第1号被保険者資格の取得時期により、口座振替による2年前納の利用開始可能時期に差異が生じており、4月から翌年2月までの間に資格取得した者(20歳到達者であれば、4月から翌年2月生まれの者)は、翌年度の4月から口座振替による2年前納が利用できるが、3月に資格取得した者(3月生まれの者)は、翌々年度の4月からしか利用できない。

しかし、①マルチペイメントネットワークシステム(注)等を活用することにより、現状では2か月を要している口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、2年前納の申出期限を3月末とすることも可能であると考えられる。また、②20歳到達者も含め、口座振替の申出を資格取得日前に事前受付すれば(例えば、3月に資格取得予定の者について、2月末までに申出を受付するなど)、4月から2年前納が利用できると考えられる。

(注) 税金、公共料金、保険料等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納付者がATM、電話、パソコン等から税金等の支払や口座振替の申込みができ、かつ、その情報が収納機関に通知される仕組み。収納サービス及び口座振替受付サービスを提供している。

(任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納)

2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料でしか利用できず、任意の月から24か月分を前納することはできないこととされている。これは、保険料額は、毎年1月に翌々年度分が決定されることとなっており、それ以前は、翌年度末までの保険料額しか決定されていないためである(注)。

(注) 定額保険料額は、年度ごとに定められた額に、保険料改定率を乗じて得た額(10円未満の端数は四捨五入)とされており(法第87条第3項)、保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に、「当該年度の初日の属する年の3年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の2年前の物価指数の比率」等に乗じて得た率を基準として改定される(法第87条第5項)。例えば、平成31年度の定額保険料額は、1万7,000円(法第87条第3項で定められた額)に、保険料改定率(30年度の保険料改定率(0.966)に28年の物価指数に対する29年の物価指数の比率等に乗じて得た率(0.965))を乗じて算出された額(1万6,410円)となる。

このため、平成31年度の定額保険料額は、29年の物価指数が判明する30年1月以降に決定されるが、32年度の定額保険料額は30年の物価指数が判明する31年1月以降に決定されるため、30年度（31年1月以前）に前納を申し出た場合の前納できる月は、最大でも31年度分まで（32年3月分まで）となる。

このため、年度途中から保険料の前納をしようとする者は、任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納を申し出ることができ、これについては、原則として申出をした当月からの前納が可能であるが、納付書による納付のみ認められており、口座振替では、これが認められていない。その理由について、機構は、「口座振替による前納の申出から実際の口座振替の開始までに2か月を要することから、その間（2か月分）の保険料は納付書により定額で納付していただく必要が生じる。この額とその後の口座振替による前納額を合算すると、当該全期間を納付書により前納した場合の前納額より高くなり、お客様にメリットが生じないため」としており、「年度途中からの前納を希望するお客様に対しては、最も割引額が大きくなるよう、当年度末又は翌年度末までは納付書による前納を勧め、翌年度又は翌々年度から口座振替による2年前納を勧めている」としている。

しかし、

- ① 納付書による前納の場合、一度申出が認められ前納した場合であっても、次の期間について前納を希望する場合には、改めて申出が必要となり、納め忘れ等が発生する可能性があるのに対し、口座振替の場合には、一度申出が認められれば自動的に継続され、次回以降に再度申出を行う必要がないため、被保険者の利便性の向上につながるとともに、納め忘れ等が発生しないことから、将来の継続的な納付にも資すると考えられること
- ② 被保険者にとって、納付書による前納を行おうとする場合、電子納付の場合を除き、年金事務所に前納用納付書の発行を依頼し、これが郵送された後に、多額の現金を準備し、金融機関やコンビニエンスストアにおいて納付するという手間が掛かるのに対し、口座振替の場合には、申出書の提出を行えば、その後の手続は不要であることから、被保険者

の負担軽減につながると考えられること。また、保険料額が30万円を超える場合（おおむね20か月以上の前納）は、コンビニエンスストアでの納付ができないため、金融機関で納付しなければならず被保険者の利便性が低下すること

- ③ マルチペイメントネットワークシステム等を活用することにより、口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、被保険者にとってメリットが発生する可能性があること

から、口座振替による年度途中の任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納の申出を受け付けることについて、検討する余地があると考えられる。

なお、任意の月から当年度末又は翌年度末までの期間の保険料を口座振替により前納することを認めない旨の法令上の規定はなく、当該前納の申出を受け付けるためには、厚生労働省において、当該前納に係る保険料額を告示するだけで足りる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、多様な保険料の納付手段を確保することにより、被保険者の利便性の向上を図る等の観点から、口座振替による2年前納の受付時期の見直し及び任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付について検討する必要がある。

ウ 前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善

【制度の概要】

口座振替に係る事務は、①機構において口座振替情報の変更・取消し等に係る入力を行う締切日（原則として毎月第7営業日）の翌営業日に、当月の振替日（原則として月末。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合にはその翌日）に口座振替を実施する者のデータの抽出を行い、②これを基に作成されたデータを各金融機関に送付し、③振替日に被保険者の届出口座から保険料が引き落とされる流れとなっている。

一方、口座振替による前納の申出は、被保険者が、口座振替納付申出書の「振替方法」欄において希望する振替方法（6か月前納、1年前納、2年前納等）を選択した上で、当該申出書を提出することによって行うが（規則第71条）、一度申出が認められれば、自動的に当該前納が継続されるため、これを中止するためには、口座振替を中止する手続が必要となる。

この手続には、以下の方法がある。

① 口座振替辞退申出書の提出・処理

被保険者が機構に対し口座振替辞退申出書を提出すると、機構が当該申出書の入力処理を行い、当該処理が、締切日までに行われた場合には当月の振替日から、締切日の翌日以降に行われた場合には翌月の振替日から、口座振替が中止される。

② 第1号被保険者の資格喪失の処理

第1号被保険者が厚生年金保険に加入している事業所に就職等した場合、当該事業所から当該被保険者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が機構に提出される。機構において、当該届出に基づき、厚生年金保険の被保険者の資格取得の処理を行うと、当該処理日の翌日に、自動的に第1号被保険者の資格喪失の処理も行われる。

当該被保険者が口座振替により保険料を納付していた場合には、口座振替も自動的に終了し、第1号被保険者資格喪失日以降の期間について保険料の前納があった場合には、還付処理が行われる。

なお、事業所からの厚生年金保険被保険者資格取得届は、当該事実

の発生から5日以内に提出しなければならないこととされている（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条第1項）。

③ 緊急停止

業務処理要領において、締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合、又は事務センター長若しくは年金事務所長がやむを得ない理由があると判断した場合には、締切日以降に当月末の口座振替を中止することができることとされている（以下、これを「緊急停止」という。）。緊急停止の手続は、原則として被保険者からの口座振替辞退申出書の提出が前提とされ、当該申出書の提出を受け、年金事務所から当該被保険者の口座がある金融機関に「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」及び「緊急停止管理簿」を送付することによって行われる。

なお、年金事務所から各金融機関への緊急停止の依頼ができる期限は、各金融機関によって異なるが、おおむね毎月25日頃となっている。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

前納保険料の口座振替の中止に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。

大学生の子が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、口座振替により2年分の保険料を前納した。その後、子は、平成29年4月から企業に就職し、厚生年金保険に加入した。しかし、平成29年4月17日に、子の国民年金保険料2年分（平成29年度及び30年度分37万8,320円）を5月1日に口座振替により引き落とすとの通知が届いた。厚生年金保険に加入したので、もう国民年金保険料の引き落としはしないものと思っていたため、年金事務所に確認すると、「口座振替を中止するためには口座振替辞退申出書を提出してもらう必要があるが、手続には1、2か月を要する。このままでは手続が間に合わず、一旦保険料額を引き落とした後、還付手続を行うことになる」と説明された。たとえ後日還付されるとしても、一旦40万円近くのお金を口座に準備しておかねばならないのは大変であるし、振替直前になってからこのような通知が届くことに納得できない。

【調査結果】

厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について国民年金の前納保険料の口座振替が行われた場合、第1号被保険者資格喪失日以降の期間に係る前納保険料は、還付処理が行われるが、被保険者にとっては、一時的とはいえ多額（2年前納の場合、約40万円）の金額が口座から引き落とされた上、後日、還付請求を行う手間が発生し、また、機構にとっても、還付通知書の作成・発送、還付請求書の受領・審査、還付の実施といった一定の事務が発生する。

このような被保険者の手続や機構の事務処理に伴う負担を軽減するためには、①被保険者に対し、口座振替辞退申出書の締切日前の提出を促すとともに、②締切日前の提出がなかった場合であっても、可能な限り緊急停止を行い、還付処理の発生を抑制することが重要であると考えられる。

このような観点から、当省が45年金事務所及び機構本部を対象として口座振替の中止に係る事務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

(7) 口座振替辞退申出書の早期提出の促進

45年金事務所及び機構本部における口座振替辞退申出書の提出に係る被保険者への周知状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 毎年4月の振替日に実施される前納保険料の口座振替を中止するためには、前述のとおり、原則として、4月の締切日（平成29年度の場合は4月11日）までに、当該被保険者に係る口座振替辞退申出書の処理又は第1号被保険者の資格喪失の処理が行われる必要がある。

一方、次回の保険料の口座振替が行われる旨の通知（口座振替額通知書）により口座振替が自動継続されることを知る被保険者も少なくないと考えられるが、4月末に2年分、1年分及び6か月分の前納が行われる被保険者に対して機構本部から口座振替額通知書が発送される時期は、該当者のデータが抽出された日の翌日となるため、毎年、4月中旬（平成29年度の場合は4月13日）となっており、仮に、被保険

者が口座振替額通知書により自らの前納保険料の口座振替を中止する必要があることを知ったとしても、通常の処理期限は過ぎていることから、原則として、緊急停止の手続が必要となる状態であった。

② 機構では、ホームページにおいて、「既に口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありません」との案内を掲載しているものの、当該被保険者が第1号被保険者の資格を喪失する際には口座振替辞退申出書を提出するよう促す旨の記載はみられなかった。また、掲載している口座振替辞退申出書の様式にも、「口座振替辞退の申出をされてからお手続が完了するまでに1～2カ月程度かかることがありますのでご了承ください」とは記載しているものの、4月に就職等により前納保険料の口座振替を中止する必要がある被保険者に対し当該申出書の早期提出を促す旨の記載はみられなかった。

③ 年金事務所が当該被保険者の口座がある金融機関に対し口座振替の緊急停止の依頼を行う場合には、i) 該当者の氏名・基礎年金番号や口座名義人の氏名、口座番号等を記載した金融機関宛ての「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」を対象となる金融機関ごとに作成し、ii) 「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」に記載されている事項が正確であることを確認するためダブルチェックを行い、iii) 対象となる金融機関ごとに「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」をFAX等で送信するという事務処理を行う必要がある。また、電話等により緊急停止を依頼してきた被保険者に対しては、口座振替辞退申出書の様式を送付してその提出を依頼するという事務作業も生じる。

このため、調査した年金事務所の中には、大学等の卒業が見込まれる第1号被保険者であって前納保険料の口座振替を実施している者に対し周知文書を送付することで、口座振替辞退申出書の提出を促し、緊急停止の依頼件数を減少させている例などがみられた。

(1) 緊急停止の依頼の確実な実施

45年金事務所について、平成29年4月における緊急停止の依頼状況を調

査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 45年金事務所では、平成29年4月の1か月間に計1,690件の緊急停止を依頼していた。これらの緊急停止事案の中で、緊急停止を依頼した理由が記録上把握できた事案（917件）のうち、675件（73.6%）が第1号被保険者から第2号被保険者又は第3号被保険者への種別変更によるものとなっており、また、緊急停止に係る保険料額が記録上把握できた事案（1,606件）のうち、1,189件（74.0%）が6か月以上の前納期間に係るものとなっていた。このように、就職等により厚生年金保険に加入した者等に係る緊急停止や、長期間の前納に係る緊急停止が多く行われている状況がみられた。
- ② 調査した年金事務所の中には、還付処理の発生を抑制するため、口座振替により前納を行っている者であって第1号被保険者の資格を喪失した者等を業務システムの活用等により抽出し、当該被保険者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を実施している例がみられた。

なお、このような取組については、平成23年1月に、機構職員が閲覧できるイントラネットにおいて「職員提案制度（注）に基づく職員提案」として同様の内容が紹介され、機構本部から「業務ナレッジ」として認定されている。

（注） 現場の職員からの意見を積極的に吸収するため、サービス改善・業務改善の具体的な提案を募集するもの。職員から投稿された全ての提案について機構本部が個別に評価を行い、その結果をフィードバックしている。

一方、調査した年金事務所の中には、基本的に緊急停止は行わないとしている年金事務所もみられ、年金事務所間で緊急停止の取扱いや口座振替の中止に係る事務処理が区々となっている状況がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善を通じて被保険者及び年金事務所双方の負担軽減を図る観点から、機

構に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 前納保険料の口座振替利用者に対し、口座振替開始通知書等で注意喚起する、事業主等の協力を得て周知を行う、ホームページ等に案内を掲載する等により、当該利用者が第1号被保険者の資格を喪失した場合に速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促す取組を実施すること。
- ② 当該利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を全国の年金事務所で実施するよう促すこと。

エ 納付順を誤った追納の処理の弾力化

【制度の概要】

（追納保険料の納付順）

追納可能期間（過去10年間の免除等の承認を受けた期間）について、その一部につき追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないこととされている（法第94条第2項）。

機構は、納付順を誤った追納が発生した場合、すなわち、追納保険料を納付した期間より前に、追納の承認を受けた期間で追納保険料を納付していない期間（以下「追納未納期間」という。）がある場合には、法第94条第2項の規定に反する納付として、過誤納となり、当該追納保険料を還付するとしている（注）。

（注） ただし、保険料徴収時効が到来していない未納期間がある場合には、当該期間の保険料に充当される。

（後納保険料の納付順）

過去5年以内の被保険者期間であって、時効により保険料を徴収する権利が消滅している未納期間については、厚生労働大臣の承認を受けることにより、平成30年9月30日までの間に限り、政令で定める額を加算した額の保険料を納付（後納）することができることとされている（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年法律第93号。以下「年金確保支援法」という。）附則第2条第1項）。

この保険料の後納についても、追納と同様、承認を受けた期間の一部について後納保険料を納付する場合には、先に経過した月の保険料から順次納付しなければならないこととされている（年金確保支援法附則第2条第3項）。ただし、厚生労働省は、機構に対し、後納保険料が過誤納となった場合には、後納の承認を受けた期間で後納保険料を納付していない期間等の保険料に充当するよう指示している（「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いについて」（平成27年9月17日付け

年管管発0917第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知)。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

納付順を誤った追納の処理に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。

平成22年4月から24年3月まで免除されていた保険料について、27年に次のとおり追納した。

- ① 平成27年3月11日に24年3月分を納付
- ② 平成27年3月15日に22年4月から24年2月までの分を納付

しかし、年金事務所から、「本来、平成22年4月から24年2月までの分を24年3月分より先に納付すべきであり、納付順が異なる」として、24年3月分の追納保険料を還付すると言われた。さらに、その時点（平成28年4月）では、23年度分の追納保険料に加算される額が増額改定されているため、90円上乗せして納付するようにも言われている。一度追納したにもかかわらず、還付請求して再度納付するという手間を納付者に負わせることに納得できない。

【調査結果】

追納の納付順を誤ったことに伴う過誤納金の還付が発生した場合、過誤納金の確認、還付通知書の発行、還付請求書の受領及び審査、還付金の払出し等の事務が発生し、被保険者及び機構双方の負担となると考えられる。また、過誤納となった保険料について、他の期間への充当を認めず、還付することとなれば、改めて納付するまでに納付期限が経過し、保険料の納付ができなくなる、又は年度が変わる際に保険料の額が変わる等の被保険者等に不利益が生じるおそれがあることについては、後納も追納も同様である（ちなみに、厚生労働省は、追納と後納とで納付順を誤った場合の取扱いが異なる理由について、その根拠や経緯等は明らかではないとしている。）。このような観点から、当省が機構本部、45年金事務所及び12事務センターを対象として追納順誤りの発生を防止するための取組の実施状況及び追納順誤りの発生後の処理状況について調査

した結果、以下のような状況がみられた。

- ① 機構本部では、機構のホームページにおいて、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことを周知しているほか、追納勧奨状、追納申込書及び追納申込承認通知書にも、同様の周知文を掲載している。

一部の年金事務所及び事務センターにおいても、追納保険料の納付書を送付する際、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を同封する等、追納順誤りの発生防止に取り組んでいる例がみられたが、これらの取組は、一部の年金事務所及び事務センターが独自に実施しているにとどまっており、全国統一的には実施されていない。

なお、機構は、追納順誤りの発生件数は把握していない。

- ② 12事務センターにおける追納順誤りが発生した場合の取扱いについて調査したところ、全ての事務センターにおいて、「追納順誤りが発生した時点で当該被保険者に保険料徴収時効が到来していない過去2年以内の未納期間がある場合には、納付された追納保険料は当該未納期間の保険料に充当し、未納期間がない場合には、還付する」としていた。

また、12事務センターにおいて、平成29年10月以降に被保険者に送付された「国民年金保険料過誤納付額還付・充当通知書」のうち、過誤納理由が追納順誤りである事案（36事案）を抽出して、その処理状況を調査したところ、i）過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例や、ii）被保険者が、納付順を誤った追納に係る還付の前に追納未納期間の全てについて追納したため、還付後、還付された期間と同じ期間について再度追納することになった例など、合理的な処理とは考えられない例がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、追納制度の利用を促進するとともに、被保険者及び機構双方の負担軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必

要がある。

- ① 一部の年金事務所及び事務センターにおいて実施されている、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を追納保険料の納付書に同封する等の取組について、全国の年金事務所及び事務センターに横展開すること等により、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底すること。
- ② 納付順を誤った追納に係る保険料について、一律に還付処理としている取扱いを見直すこと。